

# 香川県報



第 58 号

平成 17 年

7月26日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 告示

●武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による指定地方公共機関の指定

（危機管理課）

一

生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課）

（生活保護課）

一

生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出

（生活保護課）

二

生活保護法の規定による指定医療機関を再開した旨の届出

（生活保護課）

二

生活保護法の規定による指定医療機関の指定の辞退

（生活保護課）

二

漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出

（水産課）

二

公有水面埋立工事の竣功認可

（港湾課）

二

### 公告

土地改良事業の同意

（土地改良課）

四

土地改良区の役員就退任の届出（三件）

（土地改良課）

四

土地改良区の役員退任の届出

（土地改良課）

五

土地改良事業の工事完了の届出

（土地改良課）

六

監査委員告示

地方自治法の規定による包括外部監査の事務の補助者

（監査課）

七

人事委員会規則

●職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

## 告示

香川県告示第四百五十三号  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二号）第二条第二項の規定による指定地方公共機関として平成十七年七月二十六日次のおり指定した。

平成十七年七月二十六日

香川県知事 真鍋 武紀

香川テレビ放送網株式会社 坂出市京町一丁目六番三七号  
三豊ケーブルテレビ放送株式会社 観音寺市吉岡町九三三番地  
中讃ケーブルビジョン株式会社 丸亀市天満町一丁目二番一八号  
株式会社ケーブルメディア四国 高松市番町一丁目六番八号

香川県告示第四百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年七月二十六日

香川県知事 真鍋 武紀

廃止年月日	名称	所在地
平成一七、二、二六	松浦耳鼻咽喉科医院	仲多度郡琴平町榎井七一
平成一七、三、三一	宮本医院	丸亀市葭町一〇一番地
平成一七、五、一一	芥齒科医院	丸亀市魚屋町二番地一
平成七、九、一三	淵田齒科医院	香川郡香川町川東下一七〇〇の一

香川県告示第四百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成十七年七月二十六日

香川県知事 真鍋 武紀

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一六、四、二六	医療法人社団今村整形外科医院	綾歌郡綾南町大字陶二四六四一
平成一七、五、一	永野耳鼻咽喉科医院	坂出市京町二 四 三九
平成八、一〇、二六	大下歯科医院	三豊郡詫間町大字種二四番地

香川県告示第四百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を再開した旨の届出があった。

平成十七年七月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

再 開 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一六、七、一	医療法人社団今村整形外科医院	綾歌郡綾南町大字陶二四六四一

香川県告示第四百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があった。

平成十七年七月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一七、七、二〇	三谷歯科医院	木田郡牟礼町牟礼浜二五三三二

香川県告示第四百五十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため次のとおり届出があった。

その指定漁船調査を平成十七年七月二十六日から平成十七年八月九日まで本島漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十七年七月二十六日

一 発起人の住所及び氏名

丸亀市本島町福田三九六番地

香川県知事 真 鍋 武 紀

丸亀市広島町立石一一九番地二

松成 茂

丸亀市広島町小手島二八七四番地一

谷本 治夫

二 加入区の名称

大倉 豊

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

本島漁業協同組合

香川県告示第四百五十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、高松市土木部河港課において平成十七年七月二十六日から十年間縦覧に供する。

平成十七年七月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣功認可年月日

平成十七年七月十五日

二 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県知事 真鍋武紀

三 埋立区域

1 位置

一 第一 一工区

高松市香西北町七三九番から同市香西本町七六〇番三四の地先公有水面

二 第一 四工区

高松市香西北町七四七番の地先公有水面

三 第二 一工区

高松市香西北町七四七番の地先公有水面

2 区域

一 第一 一工区

次の ②⑤の地点までを順次に結んだ線、②⑤の地点から一七五度〇六分〇三秒 四八・五〇メートルの地点を円心とする半径四八・五〇メートルの円周で②⑤の地点と②④の地点を結ぶ北西側の円弧、②④の地点から③⑤の地点までを順次に結んだ線、③⑤の地点から五度〇〇分四九秒 三三・〇〇メートルの地点を円心とする半径三三・〇〇メートルの円周で③⑤の地点と③⑥の地点を結ぶ南東側の円弧、③⑥の地点から③⑦の地点までを順次に結んだ線及び ③⑦の地点と③⑧の地点を結ぶ線により囲まれた区域

- ①の地点 芝山四等三角点(北緯三四度二分一〇・二〇六秒、東経一三三度五九分五二・五二九秒。以下「基点」という。)から一五度一五分三七秒 七八二・三一メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一九〇度〇〇分二三秒 二四八・〇八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二七五度〇一分二七秒 一四〇・〇九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一八四度五九分二七秒 一五九・九九メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二七四度五九分三九秒 五三・五二メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から四度五九分二七秒 一九六・九三メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三三〇度一七分三八秒 一九・五七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三三七度三四分四九秒 四四・八二メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二〇九度〇五分四八秒 三六・六三メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二〇七度五六分四九秒 三〇・四五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二〇八度〇八分五七秒 一三・九九メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二〇六度五八分四〇秒 二六・〇一メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から二〇五度三四分五四秒 四〇・〇三メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から二〇六度四一分〇七秒 一〇・〇一メートルの地点

二 第一 四工区

次の③③の地点から④④の地点までを順次に結んだ線、④④の地点から五度〇〇分二二秒 三三・〇〇メートルの地点を円心とする半径三三・〇〇メートルの円周で④④の地点と③④の地点を結ぶ南東側の円弧、③④の地点から③⑤の地点までを順次に結んだ線、③⑤の地点から二七九度五九分五一秒 三三・〇〇メートルの地点を円心とする半径三三・〇〇メートルの円周で③⑤の地点と③⑥の地点を結ぶ南東側の円弧、③⑥の地点から③⑦の地点までを順次に結んだ線、及び③⑦の地点と③⑧の地点を結ぶ線により囲まれた区域

- ①の地点 ①の地点から二〇七度四五分四三秒 三八・三〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三〇四度五五分三四秒 二一・四一メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三〇度〇三分一三秒 一三三・二二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から九五度〇〇分四七秒 一五四・四七メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から五二度三〇分二〇秒 四四・六〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から九度五九分四九秒 二〇八・一一メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二二四度五七分四二秒 四七・一二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二二四度五七分三〇秒 五・三〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二二四度五七分三三秒 一六・二七メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一九〇度〇〇分二二秒 一五・一八メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三三四度一七分五五秒 四三六・一二メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三〇度〇二分三八秒 一一・一七メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三〇度〇二分二四秒 一一・〇一メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から九五度〇〇分四一秒 一五五・五九メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から九三度〇三分五六秒 四四・五九メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一〇度〇〇分〇四秒 二〇七・五四メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二二四度五八分一五秒 一・一〇メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一八九度五九分四九秒 二〇八・一一メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から一九〇度五七分四四秒 四四・六六メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から二七五度〇〇分四七秒 一五四・四七メートルの地点

の地点 ②の地点から二二〇度〇三分一三秒 一三三・二二メートルの地点  
 三 第二一工区

次の各地点を順次に結んだ線、及び②の地点と③の地点を結ぶ線により囲まれた  
 区域

- ③の地点 基点から三三四度一七分五五秒 四三六・二二メートルの地点
- ②⑧の地点 ③の地点から三〇四度五五分三秒 六・五〇メートルの地点
- ②⑨の地点 ②の地点から三二二度二分四三秒 三五・七〇メートルの地点
- ③⑩の地点 ②⑨の地点から三三度一七分四八秒 一〇・〇二メートルの地点
- ③⑪の地点 ③⑩の地点から三三四度二九分三七秒 四〇・〇二メートルの地点
- ③⑫の地点 ③⑪の地点から三三三度〇五分三一秒 二五・〇八メートルの地点

3 面積

三九、八〇三・二六平方メートル

四 免許の年月日及び番号

- 1 免許年月日  
平成六年九月五日
- 2 免許番号  
五港A第六七号

公 告

香川県公告第四百五十二号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する  
 同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事  
 業を行うことについて平成十七年七月八日同意した。  
 平成十七年七月二十六日

町 名	土地改良事業名
香南町	単独県費補助土地改良事業不動産地区

三木町	単独県費補助土地改良事業公文明川西地区
"	単独県費補助土地改良事業熊田地区
"	単独県費補助土地改良事業鹿伏地区

香川県公告第四百五十三号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坂出市  
 王越土地改良区から役員の内任及び就任について次のとおり届出があった。  
 平成十七年七月二十六日

一 退任した役員  
 香川県知事 真 鍋 武 紀

種 類	役 員 の 氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理事	下津 昭三	坂出市王越町木沢六八番地	平成一七、五、六
"	濱崎 友則	乃生五〇七番地一	"
"	上野 寅太	二六七番地一	"
"	乃村 泰	五四番地一	"
"	吉本 哲夫	一四〇五番地	"
"	野田 孔字	七七一番地	"
"	坂本 岩八	木沢一一三番地	"
"	森本 貞巳	三九二番地	"
"	下浦 剛	三三六番地一	"
"	北山 定男	二四番地	"
"	古家 整	六〇八番地四	"
監事	森田 敦	乃生二九三番地	"
"	山下 博	木沢一〇二九番地二	"
二 就任した役員			
役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日

理事	下津 昭三	坂出市王越町木沢六八八番地	平成一七、五、七
	野田 正行	乃生八一〇番地	
	新谷 豊敏	九五一番地	
	濱崎 友則	五〇七番地一	
	向畑 照良	二四七番地	
	向畑 昇	一四六九番地一	
	中条 哲	木沢九三五番地	
	谷本 和一	九八〇番地	
	田中 員弘	四二二番地	
	北山 定男	二四番地	
	北山 幸雄	五六八番地	
監事	乃村 政雄	乃生八四番地一	
	金生 元市	木沢一六一番地二	

香川県公告第四百五十四号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、綾歌郡綾歌町輪工池土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。  
 平成十七年七月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員	種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	真井 敏男	丸亀市綾歌町富熊三一七五番地一	平成一七、六、五	
	眞鍋 泰治	一八二五番地		
	水澤 孝義	三〇八一番地二		
	水澤 幸造	一七四六番地二		
	高尾 明廣	一九二七番地		
	大屋敷 繁夫	二五三八番地		
	浦山 健一	二七〇二番地		
	水澤 敏樹	三一二五番地		

二 就任した役員	種 類	氏 名	住 所	就任年月日
	理事	丸尾 和義	丸亀市綾歌町富熊一八一六番地二	平成一七、六、六
		平池 隆善	二八三九番地一	
		高尾 則光	一九五二番地二	
		長法 ツグミ	三二二七番地二	
		糸川 和生	二七五一番地	
		津村 豊三	二七九九番地	
		井上 孝信	二七一四番地三	
		香川 カズ	一七六二番地二	
		香川 定生	一七四五番地一	
		松井 修三	一八四三番地一	
		河井 克	二五三〇番地三	
	監事	水澤 範夫	三〇八二番地一	
		赤澤 正幸	二七二五番地	
		中尾 政義	一八六一番地三	

香川県公告第四百五十五号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川県三豊郡三野町土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。  
 平成十七年七月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

種 類	役 員 の 氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	嶋田 正幸	三豊郡三野町大字大見甲一九九番地三	平成一七、六、二
"	松田 邦利	甲六八九九番地一	"
"	加賀宇正則	甲一八四九番地一	"
"	岡根 芳雄	甲三〇二五番地一	"
"	佐藤 力	甲二二〇一番地二	"
"	岩本 幸雄	大字下高瀬二六一三番地	"
"	新庄 一博	二二四六番地	"
"	新延 貞義	大字吉津甲一五三七番地	"
"	塩田 慶弘	乙七五八番地一	"
"	石井 正秋	甲一一一〇番地三	"
"	青野 稔	甲二二四番地	"
監 事	竹内 勲生	大字大見甲一四二六番地	"
"	綾 和之	大字下高瀬三四四番地一	"
"	川口 喜夫	大字吉津乙二三五一番地	"
二 就任した役員			
種 類	役 員 の 氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	眞鍋 欣之	三豊郡三野町大字大見甲一九二番地	平成一七、六、二二
"	松田 邦利	甲六八九九番地一	"
"	加賀宇正則	甲一八四九番地一	"
"	田中 一明	甲五三九八番地一	"
"	佐藤 力	甲二二〇一番地二	"
"	石井 正秋	大字吉津甲一一〇番地三	"
"	新延 貞義	甲一五三七番地	"
"	塩田 清勝	乙七五六番地	"
"	川口 喜夫	乙二三五一番地	"
"	眞鍋 恵	大字下高瀬二五九六番地一	"

種 類	役 員 の 氏 名	住 所	退 任 年 月 日
"	新庄 一博	二二四六番地	"
"	綾 和之	三四四番地一	"
監 事	竹内 勲生	大字大見甲一四二六番地	"
"	森 登	大字吉津乙六八八番地	"
"	丸岡 光春	大字下高瀬二五四番地	"

香川県公告第四百五十六号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、綾歌郡綾歌町輪工池土地改良区から役員(退任)について次のとおり届出があった。  
 平成十七年七月二十六日

種 類	役 員 の 氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	寺嶋 弘育	丸亀市綾歌町富熊一一九四番地	平成一七、三、三一

香川県公告第四百五十七号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。  
 平成十七年七月二十六日

種 類	役 員 の 氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	眞鍋 武紀	香川縣知事	眞鍋 武紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事を完了年月日
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路新設事業)	原下地区	平成一六、一一、三〇
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)	二の池下地区	平成一六、一一、一〇
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)	深谷地区	平成一六、七、五
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)	徳前地区	平成一六、一一、三

"	単独県費補助土地改良事業 (水路補修事業)	田井地区	平成一六、二二、一五
"	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	天皇池地区	平成一六、六、一〇
"	単独県費補助土地改良事業 (揚水機改修事業)	中尾地区	平成一六、六、二五
"	単独県費補助土地改良事業 (揚水機改修事業)	寺岡地区	平成一六、八、一九
"	単独県費補助土地改良事業 (揚水機改修事業)	岡本谷地区	平成一六、一、三〇
"	単独県費補助土地改良事業 (揚水機改修事業)	北畑かん地区	平成一六、一〇、二五
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	普入池地区	平成一七、二、一五
豊中町	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	大津池地区	平成一六、二、一三
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	大苗代地区	平成一七、一、三一
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	財田地区	平成一七、三、一五
詫間町	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	天満地区	平成一七、三、一五
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	池尻地区	平成一七、三、二五
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	鴨ノ越地区	平成一七、三、二五
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	新浜地区	平成一七、一、二二

**監査委員告示**

香川県監査委員告示第2号

包括外部監査人大西俊哉が実施する監査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人大西俊哉との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

平成17年7月26日

香川県監査委員 栗田 隆 兼  
同 石川 豊  
同 石川 稔 治  
同 野田 毅 司

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
石川 豊	香川県高松市福岡町2丁目20番23号	平成17年8月1日から 平成18年3月31日まで
武田 弘之	香川県高松市多肥下町1262番地3	

**人事委員会規則**

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十六日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第二十一号

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年香川県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第十五の1の部中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 専門職学位課程修了

学校教育法による専門職大学院専門職学位課程(同法第六十五条第二項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限(当該標準修業年限が専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第三条第一項の規定により変更されたものである場合にあつては、その変更がないものとした場合における標準修業年限)が二年以上のものに限る。)の修了

別表第十七修士課程修了の項の次に次のように加える。

専門職学位課程修了	一八年	+	二年	+	四年	+	六年	+	九年
-----------	-----	---	----	---	----	---	----	---	----

別表第十九の備考第二項中「警察学校の初任総合科の卒業生」を「警察における採用時教養の修了者」に改める。

別表第二十四中

修士課程修了  
大学六卒

を

修士課程修了  
専門職学位課程修了  
大学六卒

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。